

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

關東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号													氏名		登録年月日	
長医	一八〇九二	飯塚 稜											令和	七年	四月二十一日	
長医	一八〇九三	飯島 未織											令和	七年	四月二十一日	
長医	一八〇九四	住友 麻野香											令和	七年	四月二十一日	
長医	一八〇九五	魯 方琳											令和	七年	四月二十一日	
長医	一八〇九六	鄭 思青											令和	七年	四月二十一日	

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

關東信越厚生局長

武田 康久

[illegible]

公示第〇七〇五〇号

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 六月 十日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏 名	登録年月日
長薬 八一九一	宮武 雅弘	令和 七年 五月 十日
長薬 八一九二	山田 優太	令和 七年 五月 十一日
長薬 八一九三	平田 あかり	令和 七年 五月 十一日
長薬 八一九四	涌井 翔太	令和 七年 五月 十一日
長薬 八一九五	前澤 佳穂	令和 七年 五月 十二日
長薬 八一九六	小堀 菜花	令和 七年 五月 十三日
長薬 八一九七	近藤 真理香	令和 七年 五月 十三日
長薬 八一九八	高橋 和宙	令和 七年 五月 十四日
長薬 八一九九	宮原 千穂	令和 七年 五月 十四日
長薬 八二〇〇	黒澤 昂汰	令和 七年 五月 十五日
長薬 八二〇一	望月 龍斗	令和 七年 五月 十五日
長薬 八二〇二	堀井 綾花	令和 七年 五月 十六日
長薬 八二〇三	千葉 知季	令和 七年 五月 十八日
長薬 八二〇四	山崎 伊桜里	令和 七年 五月 十九日
長薬 八二〇五	解良 亮太	令和 七年 五月 十九日
長薬 八二〇六	川口 華奈	令和 七年 五月 十九日
長薬 八二〇七	大塚 幸夢希	令和 七年 五月 十九日
長薬 八二〇八	山中 翔太	令和 七年 五月 十九日
長薬 八二〇九	原田 いずみ	令和 七年 五月 二十日
長薬 八二一〇	唐澤 楓香	令和 七年 五月二十二日

登録の記号番号		氏 名		登 録 年 月 日	
長薬	八二二一	小野田	章人	令和	七年 五月二十二日
長薬	八二二二	島田	光	令和	七年 五月二十三日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

關東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
長 歯 五〇〇	謝 文 妮	令和 年 月 日
長 歯 五〇一	福 島 英 子	令和 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

關東信越厚生局長

武田 康久

	登録の記号番号	氏名	登録年月日
	長薬 八二二三	鈴木 慶子	令和 七年 五月 十三日
	長薬 八二二三	黒島 怜穂	令和 七年 五月 十三日
	長薬 八二二四	高橋 英士	令和 七年 五月 十三日
	長薬 八二二五	松林 絢香	令和 七年 五月 十五日
	長薬 八二二六	椎野 竜介	令和 七年 五月 十六日
	長薬 八二二七	近藤 愛莉	令和 七年 五月 十六日
	長薬 八二二八	小林 凜花	令和 七年 五月 十九日
	長薬 八二二九	太田 望友	令和 七年 五月 二十二日
	長薬 八三〇	長澤 ひかり	令和 七年 五月 二十三日
	長薬 八三一	谷口 敬香	令和 七年 五月 二十三日
	長薬 八三二	東 優作	令和 七年 五月 二十三日
	長薬 八三三	大井 由美	令和 七年 五月 二十九日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

關東信越厚生局長

武田 康久

[illegible]